

道路に面した 危険なブロック塀等の 安全対策を支援します

助成制度のご案内

詳しくは電話または区の公式ホームページまで!!

杉並区役所 西棟 3階
都市整備部 市街地整備課
耐震改修担当
〒166-8570
杉並区阿佐谷南1-15-1



区公式HP
助成制度案内ページ

TEL 03-3312-2111(代表)

地震発生時にブロック塀が道路に倒れた場合、通行人等が塀の下敷きになり、被害が及ぶ可能性があります。万が一に備え、ご所有の塀を定期的に点検し、塀の安全管理をしましょう。

杉並区では、倒壊の危険があるブロック塀等の安全対策を支援するため、ブロック塀等の撤去及びそれに伴う軽量フェンス等への新設に要する費用の一部助成をしています。助成制度の活用もご検討ください。

▲平成28年熊本地震で被災したとある住宅のブロック塀の様子（区職員撮影）

助成額の目安

	下記に面するブロック塀等	工事種別	助成割合 (ア)	限度額 (イ)
助成額	①通学路に指定されている 幅員4m以上の道路 (教育委員会が指定する小学校の通学路)	撤去	撤去費用の 2/3	50万円
	②避難路に指定されている道路 (環状七号線や甲州街道などの特定の幹線道路)	撤去及び新設	撤去費用の2/3 ^{※1} と 新設費用の2/3の合計	100万円
	上記①、②以外の幅員4m以上の道路	撤去	撤去費用の 2/3	50万円
		撤去及び新設	撤去費用の2/3 ^{※1} と 新設費用の2/3の合計	50万円

● 助成額の上限は、上表(ア)欄と(イ)欄の額のうち低い方の額です。(1,000円未満切り捨て)

※1 いずれも撤去費用の助成額については、算定単価28,000円/mを超えない額を上限とします。

※ 擁壁や土留め(土などの流出を防ぐ役割の工作物)の場合は、当助成制度では対象外ですが、擁壁等安全対策助成の対象になる場合がありますので、杉並区都市整備部建築課にご相談ください。

令和8年度の申請受付対象
令和9年2月26日までに
工事の完了報告ができるもの

まずは事前相談で助成対象になるか確認しよう！
ご検討の際は区の担当までご連絡ください。
助成申請の手続きは工事契約・着工前に
行う必要があるから注意してね！



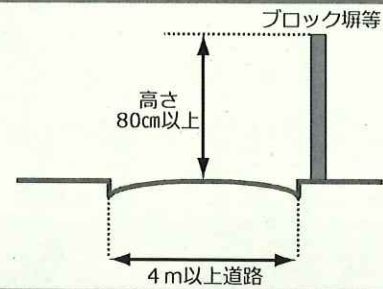
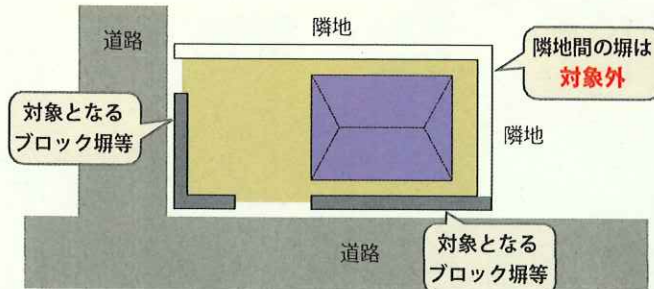
本件助成制度について、より詳しく記載したパンフレットがございます。お求めの場合は、お近くの区民事務所か図書館に設置のものをお取りいただくか、区の公式ホームページからご覧ください。

裏面に続く →

助成対象となるブロック塀等

下記の全てを満たすものが対象となります。

- 建築基準法に規定される幅員4m以上の道路に面するもの
- コンクリートブロック塀、組積造の塀、万年塀等で、安全性の確認ができないと区が判断したもの
- 道路面からブロック塀等の頂部までを計測した高さが80cm以上のもの



新設した軽量フェンス等のイメージ

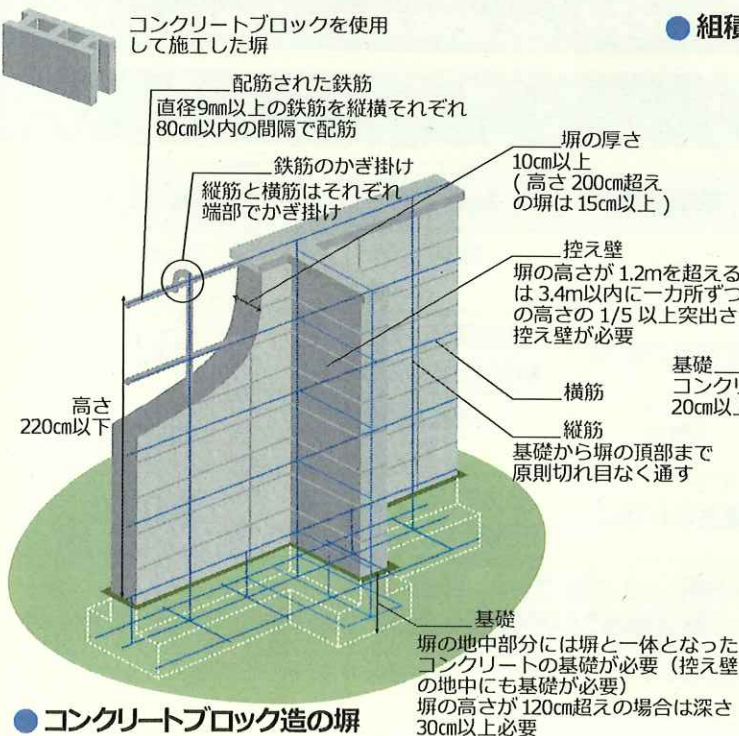
助成対象となる工事

- 対象となるブロック塀等について、原則**全て撤去する工事（基礎を含む）**
- ブロック塀等を撤去した範囲内で、**軽量フェンス等を新設する工事**
- 工事を申請するブロック塀等の所有者が、**住民税（都民税や特別区民税）を滞納していないこと**

※ 軽量フェンス等の新設には、付随する高さ80cm未満のコンクリートブロック塀の新設を含むことができます。
 ※ すでに撤去及び新設工事の契約をしているもの、すでに撤去及び新設工事を実施しているものは申請できません。
 ※ 造成工事や建物の解体、新築、建て替えに伴って、又は売買を目的に行う撤去及び新設工事の申請はできません。
 ※ 同じ敷地内で助成金を受けることができるのは1度だけです。工事を複数に分けたり、撤去と新設を分けて申請はできません。

ご所有のブロック塀等の安全性チェック

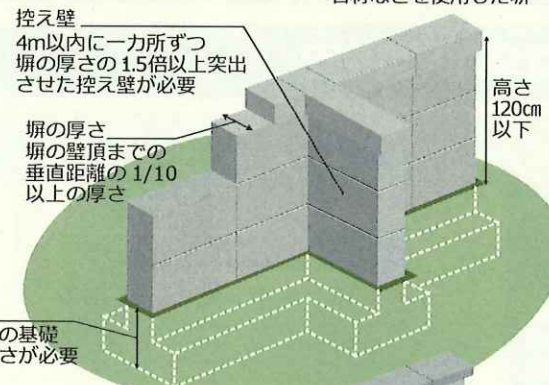
ブロック塀等の種類により、それぞれ以下のような安全上の基準（建築基準法上の規定に基づく。）が満たしていないものを「安全性の確認ができないブロック塀等」として扱います。



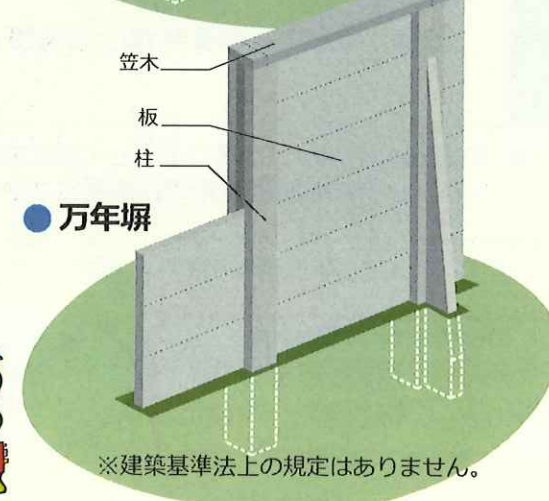
● コンクリートブロック造の塀

● 組積造の塀（石積みやレンガ積み）

大谷石塀を代表とする石材などを使用した塀



● 万年塀



※建築基準法上の規定はありません。

※それぞれの基準のほか、現状の目視の状況でひび割れやぐらつき、傾きなど、塀の健全性に疑義がある場合も「安全性の確認ができないブロック塀等」として扱います。

